

国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について

蔵関第 849 号
昭和 46 年 4 月 28 日
改正 蔵関第 500 号
昭和 48 年 4 月 2 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日
改正 蔵関第 1243 号
昭和 63 年 12 月 30 日
改正 蔵関第 657 号
平成 5 年 6 月 24 日
改正 蔵関第 271 号
平成 9 年 3 月 31 日
改正 蔵関第 235 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 蔵関第 652 号
平成 12 年 8 月 10 日
改正 財関第 346 号
平成 20 年 3 月 31 日
改正 財関第 615 号
平成 24 年 6 月 15 日
改正 財関第 270 号
平成 28 年 2 月 29 日

本邦と外国との間を往来するフェリーボート（以下「国際フェリー」という。）を利用して本邦と外国との間を往来する者により携帯又は別送で輸出入される自家用自動車（自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の規定により我が国について有効な通関手帳を所持して輸入される自家用自動車を除く。以下「乗用車」という。）及び国際フェリーを利用して輸出入される貨物運搬自動車（以下「貨物運搬車」という。）の通関については、下記により処理されたい。

記

第 1 乗用車の通関手続

乗用車の通関手続は、次による。

1 一時輸出する乗用車

再輸入することを条件として一時的に輸出する乗用車については、次による。

(1) 輸出の際の通関手続

イ 輸出申告の手続

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号、以下「関税令」という。）第 58 条の規定による輸出の申告は、別紙様式 1「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は 2 通（原本用及び許可書用）とする。

この場合に、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）の提出は、省略を認めて差し支えない。

ロ 輸出申告書の記載要領

別紙様式を輸出申告書として使用する場合には、当該様式中次に掲げる記載欄（太線で囲まれた記載欄のうち「輸入申告年月日」欄以外の部分）にのみ記載させ、税関で申告書を受理した際には、「申告番号」欄に受理の一連番号を記載する。

(イ) 輸出申告年月日

(ロ) 輸出入者住所氏名印 通関業者が代理人として「代理人住所氏名印」欄に記名押印したときには、「輸出入者住所氏名印」欄への輸出入者の押印は省略させて差し支えない。

(ハ) 品名 該当する項目の□内にレを記入させるほか、車名、年式等の細目（気筒容積、軸距及び車幅を除く。）を記載させる。

(ニ) 附属品 該当する項目の□内にレを記入させるが、「その他」の項目の□内にレを記入した場合は、具体的な附属品名を記載させる。

ハ 輸出申告書の提出の時期

輸出申告書は、国際フェリーが出港する予定時刻のおおむね 2 時間前までに提出するよう指導する。

ニ 輸出の許可

輸出を許可したときは、輸出申告書（許可書用）の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸出許可書として申告者に交付し、輸出申告書（原本）の当該欄に輸出許可の日を記載した上、これを輸入通関担当部門に回付する。

なお、輸出許可書は、一時輸出した乗用車を再輸入する際における輸入申告書として使用するものであるため、それまでの間保管するよう申告者を指導する。

(2) 輸入の際の通関手続

イ 輸入申告及び免税の手続

(イ) 関税令第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号、以下「定率令」という。）第 16 条第 1 項の規定による免税の手続は、前記(1)ニにより交付した輸出許可書の「輸入申告年月日」欄に輸入申告の日を記載して、これを税関に提出することによって行わせるものとする。この場合に、仕入書の提出は、関税令第 60 条第 3 項第 3 号の規定により省略を認めて差し支えない。

(ロ) 輸出許可書を紛失したため上記(イ)本文の手続によることができない場合には、改めて別紙様式1による輸入申告書(1通)を作成させて提出させる。この場合には、前記(1)ニにより回付を受けて保管中の輸出申告書(原本)及び輸入される乗用車の性質、形状等により関税定率法(明治43年法律第54号。以下「定率法」という。)第14条第10号に規定する免税要件を確認することとする。

なお、改めて作成させる輸入申告書については、「輸入申告年月日」欄に輸入申告の日を記載させるほか、その記載要領は前記(1)ロを準用する。

ロ 輸入の許可

上記イにより輸入申告があつた乗用車について、定率法第14条第10号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」という。)第13条第1項第1号の規定を適用してその関税及び消費税を免除し、その輸入を許可する場合には、輸入申告書の「免税条項適用区分」欄の該当する免税条項の□内にレを記入し「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押なつた上、これを輸入許可書として申告者に交付する。

この場合においては、前記(1)ニにより回付を受けた当該乗用車の輸出申告書(原本)の「免税条項適用区分」欄にも輸入許可書と同様の表示を行い、「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に輸入許可日を記載する。

2 一時輸入する乗用車

再輸出することを条件として一時的に輸入する乗用車については、次による。

(1) 輸入の際の通関手続

イ 輸入申告及び免税の手続

関税令第59条第1項の規定による輸入の申告及び定率令第34条の規定による免税の手続は、別紙様式「自動車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は2通(原本用及び許可書用)とする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

ロ 輸入申告書の記載要領

別紙様式を輸入申告書として使用する場合には、当該様式中次に掲げる記載欄(太線で囲まれた記載欄のうち「輸出申告年月日」以外の部分及び太点線で囲まれた記載欄)にのみ記載させ、税関で申告書を受理した際には、「申告番号」欄に受理の一連番号を記載する。

なお、このほかの記載要領については、前記1(1)ロを準用する。

- (イ) 輸入申告年月日
- (ロ) 輸出入者住所氏名印
- (ハ) 旅券番号
- (ニ) 品名

- (ホ) 附属品
- (ハ) 申告価格
- (ト) 一時輸入する場合の記入欄

ハ 輸入の許可

前記イにより輸入申告があつた乗用車について定率法第 17 条第 1 項第 10 号《再輸出免税》及び輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号《再輸出免税》の規定を適用してその関税及び消費税を免除し、その輸入を許可する場合には、輸入申告書の「税表番号・税率」、「関税免除額」、「免税条項適用区分」欄等に必要な事項を税関で記載し、輸入申告書（許可書用）の「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押なつた上、これを輸入許可書として申告者に交付し、輸入申告書（原本）の当該欄に輸入許可の日を記載した上、これを輸出通関担当部門に回付する。

なお、輸入許可書は一時輸入した乗用車を再輸出する際における輸出申告書として使用するものであるため、それまでの間保管するよう申告者を指導する。

ニ 担保

定率法第 17 条第 2 項で準用する同法第 13 条第 3 項の規定による担保については、税関長において担保の提供が必要と認められる場合のほかは、省略させて差し支えない。

ホ 再輸出免税扱いとする附属品等

乗用車とともに輸入される予備部分品並びに通常の附属品及び備品のうち別表に掲げる範囲のものについては、乗用車と一体として取り扱い、定率法第 17 条第 1 項第 10 号及び輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号の規定を適用する。

ヘ 再輸出確認のための措置

定率法第 17 条第 1 項第 10 号及び輸徴法第 13 条第 1 項第 4 号の規定を適用した場合は、当該乗用車の再輸出の際の確認を容易にするため、輸入者の旅券の末尾余白にその車名、車台番号、関税及び消費税の免除額、輸入申告番号及び輸入許可年月日並びに担保を提供させた場合はその旨を記載する。ただし、輸入者が国連軍の構成員又は軍属である場合には、この限りでない。

(2) 輸出通関手続

一時輸入した乗用車を再輸出する際の通関手続は、次による。

イ 輸出申告の手続

- (イ) 関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条第 1 項の規定による輸出の手続は、前記 2 (1) ハにより交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、仕入書等の提出は省略を認めて差し支えない。

- (ロ) 輸入許可書を紛失したため上記(イ)本文の手続によることができ

ない場合には、改めて別紙様式 1 による輸出申告書（1 通）を作成させて提出させるとともに、前記 2 (1) トによる記載事項を定率令第 39 条第 1 項に規定する「これに代わる税関の証明書」として取り扱うものとする。

なお、この場合における輸出申告書については、「輸出申告年月日」欄に輸出申告の年月日を記載させるほか、その記載要領は前記(1)ロ(ト)に掲げる記載欄を除く。)を準用する。

ロ 輸出申告書の提出の時期

前記 1 (1) ハに準じて取り扱う。

ハ 輸出の許可

輸出を許可した場合には、輸出申告書の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸出許可書として申告者に交付する。この場合においては、当該乗用車の輸入申告書（原本）の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に輸出許可日を記載するとともに、輸出者から旅券の提示を求め、前記(1)へによる記載箇所に輸出許可年月日を記載する。

(3) 出国の際の輸出確認及び用途外使用等の場合の徴税

イ 輸出確認

一時入国者（国連軍の構成員又は軍属を除く。）が出国する際の旅券検査に当たっては、旅券の提示を求めて再輸出免税で輸入した乗用車（以下「再輸出免税乗用車」という。）の輸入事実の記載の有無を確認する。

ロ 出国の際に再輸出免税乗用車を携帯していない場合の取扱い

上記イにより、当該出国者の旅券には再輸出免税乗用車の輸入事実の記載があるにもかかわらず、出国する際に当該乗用車を携帯していないことが判明した場合であつて（前記(2)ハにより輸出許可年月日の記載がある場合及び既に定率法第 17 条第 4 項及び輸徴法第 13 条第 5 項の適用があつた場合を除く。）出国者の申立内容等から判断して定率法第 17 条第 4 項及び輸徴法第 13 条第 5 項の規定により免除した関税及び消費税を徴収すべき事由が生じていると認められるときは、その関税及び消費税を直ちに徴収するとともに、地方税法第 72 条の 78 第 6 項の規定により地方消費税を併せて徴収する。

この場合、当該出国者から定率令第 37 条第 1 項の規定により、用途外使用の届出を行わせた上、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 8 条第 4 項ただし書及び同法第 9 条の 3 第 2 項ただし書の規定により口頭で賦課決定の通知及び納税の告知を行うものとする。

関税、消費税及び地方消費税を徴収したときは、旅券にその旨を記載する。

(4) 税関官署間の連絡

前記(2)ハにより輸出を許可し、又は上記(3)ロにより関税等の徴収事

務を行った税関官署は、その旨輸入地所轄税関官署に通報する。

第2 貨物運搬車の通関手続

貨物運搬車の通関手続は、次による。

1 一時輸出する貨物運搬車

再輸入することを条件として一時的に輸出する貨物運搬車については、輸出入申告を別紙様式2「貨物運搬車一時輸出入申告書」により行わせて差し支えない。この場合の通関手続については、前記第1-1を準用する。

2 一時輸入する貨物運搬車

定率法第19条の3の規定による関税の払戻し又は減額及び輸徴法第16条の3の規定による消費税の還付又は減額（以下「再輸出戻し税等」という。）を受けようとして一時的に輸入する貨物運搬車については、次によることとして差し支えない。

(1) 輸入の際の通関手続

イ 輸入申告及び再輸出戻し税等の輸入時の手続

関税令第59条第1項の規定による輸入の申告並びに定率令第54条の13（同令第54条の17において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号。以下「輸徴令」という。）第26条の4（同令第26条の8において準用する場合を含む。）の規定による再輸出戻し税等の輸入時の手続は、別紙様式2「貨物運搬車一時輸出入申告書」により行わせることとし、その提出通数は2通（原本用及び許可書用）とする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

ロ 輸入申告書の記載要領

輸入申告書の記載要領については、前記第1-2(1)ロを準用する。この場合に、別紙様式2の記載事項については、前記第1-2(1)ロ(イ)から(ト)までのほか、「税表番号・関税率」、「関税額」、「消費税（地方消費税）課税標準」、「消費税（地方消費税）税率」及び「消費税（地方消費税）額」とする。

ハ 輸入の許可等

(イ) 当該輸入申告書に係る貨物運搬車について同一性の確認を行った上、輸入申告書の「税関記入欄」に「再輸出貨物確認済」と記載した上、確認印を押なつする。

(ロ) 申告者が納税した場合又は関税法第9条の2第1項若しくは第2項（納期限の延長）により納期限が延長された場合は、輸入申告書（許可書用）の「輸入許可印・輸入許可年月日」欄に許可印を押なつした上、これを輸入許可書として申告者に交付し、輸入申告書（原本）の当該欄に輸入許可の日を記載した上、これを輸出通関担当部門に回付する。この場合に、納期限が延長された場合には、輸入申告書（許可書用）及び輸入申告書（原本）の「納期限延長承認番号・納期限日」に必要な事項を記載した上、確認印を押なつする。

なお、輸入許可書は一時輸入した貨物運搬車を再輸出する際における輸出申告書として使用するものであるので、それまでの間保管するよう申告者を指導する。

(2) 輸出通関手続

イ 輸出申告の手続及び再輸出戻し税等の手続

(イ) 関税令第 58 条の規定による輸出の申告は、前記(1)ハ(ロ)により交付した輸入許可書の「輸出申告年月日」欄に輸出申告の日を記載して、これを税関に提出することにより行わせるものとする。この場合に、仕入書等の提出は、省略を認めて差し支えない。

(ロ) 定率令第 54 条の 1 (同令第 54 条の 17 において準用する場合を含む。) 及び輸徴令第 26 条の 7 (同令第 26 条の 8 において準用する場合を含む。) の規定による手続は、定率法基本通達 19 の 3-5 (同通達 19 の 3-8 において準用する場合を含む。) による。この場合において、上記(イ)により提出された輸出申告書は、同項に規定する「再輸出貨物確認申請書」及び輸入許可書とみなす。

ロ 輸出申告書の提出の時期

前記第 1 - 1 (1)ハに準じて取り扱う。

ハ 輸出の許可

上記イにより輸出申告があった貨物運搬車について、その輸出を許可する場合には、輸出申告書の「免税・戻し税(減額)条項適用区分」欄に必要な事項を税関で記載し、輸出申告書の「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に許可印を押なつた上、これを輸出許可書として申告者に交付する。この場合においては、当該貨物運搬車の輸入申告書(原本)の「免税・戻し税(減額)条項適用区分」欄に必要な事項を記載し、「輸出許可印・輸出許可年月日」欄に輸出許可日を記載する。

なお、納期限が延長された関税及び消費税(地方消費税)を定率法第 19 条の 3 第 2 項及び輸徴法第 16 条の 3 第 2 項により減額する場合には、輸入許可書(原本)及び輸入申告書(原本)の「関税減額」及び「消費税(地方消費税)減額」欄に減額した額を記載する。

ニ 上記ハにより輸出を許可した税関官署は、その旨輸入地所轄税関官署に通報する。

第 3 軍人又は軍属が輸出入する乗用車の通関手続

本邦に駐留する合衆国軍隊の構成員又は軍属若しくは国連軍の構成員又は軍属が輸出及び輸入する乗用車の通関手続についても前記第 1 の 1 (一時輸出する乗用車) 及び 2 (一時輸入する乗用車) に規定する通関手続により処理して差し支えないが、当該乗用車の輸入に際してこれらの者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和 27 年法律第 112 号)第 6 条第 5 号及び第 7 条(当該規定を、日本国における国際連合の軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 111 号）第 4 条で準用する場合を含む。以下これらの規定を「地位協定特例法等」という。）に基づく免税の手続を行う場合は、地位協定特例法等の規定によりその関税及び消費税を免税する。

第 4 その他

1 税関官署の開庁時間外の執務を求める届出

国際フェリーにより輸出又は輸入する乗用車の通関手続については、便宜、税関官署の開庁時間（関税法第 19 条に規定する税関官署の開庁時間をいう。）外の執務を求める届出を要しないものとする。

2 別紙様式 1 による「自動車一時輸出入申告書」及び別紙様式 2 による「貨物運搬車一時輸出入申告書」の用紙は、税関の窓口に常備するほか、国際フェリー内に備え付けさせ輸入者が容易にこれ入手できるように配慮する。

(別表)

免税輸入が認められる予備部分品等の具体的範囲

項目	品名	数量
予備部分品	車輪 (Tire 付のもの) Sparking plug, Fan Belt, Fuse 等の消耗品的予備部品	その乗用車が通常予備として備え付ける個数 1 個 (同一の物品が同時に多数使用されるものである場合には、その同時に使用される個数まで)
附属品	Head Rest, Safety Seat Belt 等 Ari Conditioner, Heater, Radio, Television, Stereo 等	乗員の安全保護のための物品で、乗用車に取り付けられているもの はめ込み又はネジ止め等の方法により乗用車に組み込まれているもの
備品等	その乗用車の整備、保全上必要な工員類 (Jack, Tiregauge 等を含む。) 及びその他の物品 (洗車ばけ、羽毛ばけ、wax 等) その乗用車の走行安全のため必要な物品 (警告灯、発煙筒等) Cushion, 敷物、Seat Cover 等 自動車用燃料油	1 個又は 1 組 (工員類) 1 個 使用中のもの 備え付けの燃料 Tank 容量及び補助燃料容器 (18l) 1 個程度まで